

KADOTA-Office.com 2008.02

URL: <http://www.kadota-office.com/>  
mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の花: ガーベラ  
花言葉: 神秘

photo by Akiko.K

## あの判例を 読みたい! マクドナルド訴訟～店長は管理職?

### 【この訴訟は?】

日本マクドナルドの埼玉県熊谷市の店舗(直営店)の店長である高野広志さんが「権限のない店長を管理職扱いし、残業代を支払わないのは不当である」として、残業代約517万円や慰謝料、1,350万円を求めて会社を訴えたものです。

これに対し東京地方裁判所は1月28日、残業代503万円等、約755万円を支払うよう、会社に命じる判決を言い渡しました。

### 【ポイントは?】

争点は、日本マクドナルドにおける「店長」という役職・立場が、労働基準法第41条に該当する、「経営者と一体的で、残業代を支払う義務がない「管理監督者」にあたるかどうか?です。

### 【判決理由は?】

裁判長は、高野さんの職務内容や権限、責任を具体的に検討し、「店長には、経営者と一体的立場といえる重要な職務・権限はなく、労働時間に関する裁量もない。」「一部の店長は、部下よりも年収で下回る者もあり、待遇も不十分である。」として、管理職には当たらない、と判断しました。

約755万円は、時効にかからない過去2年間の時間外労働に対する賃金と、労働基準法で認められた付加金とし、一方で、慰謝料の請求は認められませんでした。

### 【このあとは?】

会社は、控訴しました。

#### 門田より

日本マクドナルドには、直営店の店長だけで約1,700名いるそうですから、この判決がそのまま指導に至れば、社内に大きな影響があることでしょう。法・通達に従った判断だと言える一方で、社会の実態とは相当かけ離れていると言わざるを得ません。「管理監督者」の定義、考え方とその取り扱い、外食産業という非常に難しい業界での労働時間管理、どちらの側面においても、今後、指導がより強まることは間違いありません。高裁での判断にも注目しましょう。

3つのキーワードから、今回のポイントを押さえます。

### 「労働基準法第41条・管理監督者」って?

#### 第41条(労働時間等に関する規定の適用除外)

この章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

1. 別表第1第6号(林業を除く。)又は第7号に掲げる事業に従事する者
2. 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
3. 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの

労働基準法第41条2の“監督もしくは管理の地位にある者”については、争いの非常に多いところですが。通達で「管理監督者」とは、経営者と一体をなす者とし、名称(職名)にとらわれないこと、職務内容や責任、業務に対する権限(採用等)、勤務態様(出勤・退勤等の勤務時間の決定は自身に裁量があるか?)、待遇(賃金:基本給・手当 賞与等が相応しいか?)等を実態に即して判断するとされています。

### 「時効」って?

#### 第115条(時効)

この法律の規定による賃金(退職手当を除く)、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

報道で過去2年分の割増賃金の支払命令等、目にしたことがあることでしょうか。2年とはこの条文に基づく賃金債権の時効です。

### 「付加金」って?

#### 第114条(付加金)

裁判所は、第20条(解雇予告手当)、第26条(休業手当)若しくは第37条(時間外・休日労働手当)の規定に違反した使用者又は第39条第6項(年次有給休暇中の賃金)の規定による賃金を支払わなかった使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあつた時から2年以内にななければならない。

刑罰と別に、裁判所が民事的制裁の意味で命令するものです。

## Report ◆厚生労働省が退職者情報を自治体に通知し 国民健康保険制度への加入を促進へ

厚生労働省は、企業や役所を退職した人が国民健康保険への加入手続をとらず「無保険」となるケースを減らすために、国保の対象となる退職者の情報を、国保を運営する全国の市町村に通知する仕組みを新設することを決定しました。2008年度中にも実施される見込みです。

### ◆障害者雇用促進法改正で中小企業にも納付金義務化へ

厚生労働省は、現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない従業員「301人以上」企業に課されている納付金の支払義務を、2010年に「201人以上」、2015年に「101人以上」の企業に順次拡大していく方針を固めました。今通常国会に障害者雇用促進法の改正案を提出の予定です。

編集後記: 古典文学がブームだそうです。私は枕草子の「春はあけぼの」の世界観が、とても懐かしい気持ちになり大好きです。小学校の教科書で初めて触れたと記憶しています。あなたは、ふと自分に帰る時間、好きなものに没入する時間をつくっていますか? 一番寒い季節ですね、3月号をお届けする頃には少し緩んでいるといひですね。

春はあけぼの。  
やうやう白くなりゆく山際、少しあかりて、紫だちたる雲の細くたなびきたる。  
夏は夜。  
月の頃はさらなり。  
闇もなほ、螢のおほく飛びちがひたる。  
また、ただ一つ二つなど、ほのかにうち光りて行くもをかし。  
雨など降るもをかし。

秋は夕暮れ。  
夕日のさして山の端いと近うなりたるに、鳥の、寝どころへ行くとて、三つ四つ、二つ三つなど飛び急ぐさへあはれなり。  
まいて、雁などのつらねたるが、いと小さく見ゆるは、いとをかし。  
日入り果てて、風の音、虫の音など、はた言ふべきにあらず。  
冬はつとめて。  
雪の降りたるは言ふべきにもあらず、霜のいと白きも、またさらでもいと寒きに、火など急ぎおこして、炭持てわたるも、いとつきづき。  
昼になりて、ぬるくゆるびもていけば、火桶の火も、白い灰がちになりてわろし。

## Topics ~ 日々流れる情報をスポットでお知らせ!

### 【雇用】

- 大卒者の就職内定率が9年ぶりに80%台に(1/17)
- 労組組織率32年連続低下 組合員数は13年ぶり増(12/28)

### 【労働】

- 「日雇い派遣」規制強化の新指針4月から(1/26)

### 【年金】

- 年金記録訂正で約4万人が税金過払いの可能性(2/7)
- 公的年金給付額は2008年度も据置き(1/26)

### 【関連情報】

- IT有効活用企業に認定マーク付与へ(2/8)
- 従業員100人以上の企業に両立支援行動計画の提出義務(1/10)

## Kadota office.com 2008.02

#発行:2008年2月12日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>